

令和6年9月定例会

(2024年)

# 市議会議案参考資料

吹 田 市



議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第14号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	-
報告第15号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	7	-
報告第16号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	9	-
報告第17号	令和5年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	11	-
報告第18号	令和5年度吹田市公共用地先行取得特別会計繰越明許費繰越計算書について	17	-
報告第19号	令和5年度吹田市水道事業会計予算繰越計算書について	21	-
報告第20号	令和5年度吹田市下水道事業会計予算繰越計算書について	25	-
報告第21号	地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について	31	-
報告第22号	地方独立行政法人市立吹田市民病院令和5年度の業務実績に関する評価結果の報告について	191	-
報告第23号	債権の放棄について	271	-
議案第86号	退職料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について	323	5
議案第87号	吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について	327	9
議案第88号	吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	329	15
議案第89号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	331	17
議案第90号	吹田市奨学基金条例を廃止する条例の制定について	333	19
議案第91号	資源循環エネルギーセンター1号ボイラー3次過熱器整備請負契約の締結について	335	21
議案第92号	旧市宮岸部北住宅解体撤去工事請負契約の締結について	337	27
議案第93号	上の川上面整備工事請負契約の締結について	339	31
議案第94号	吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約の一部変更について	341	37
議案第95号	資源循環エネルギーセンター1・2号炉用ろ布部品購入契約の締結について	343	39
議案第96号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	345	45
議案第97号	大阪広域水道企業団が共同処理する事務の変更に関する協議について	347	47
議案第98号	令和6年度吹田市一般会計補正予算（第3号）	349	49
議案第99号	令和6年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	373	-
議案第100号	令和6年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第1号）	381	-
議案第101号	令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	389	-



第1条関係

退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案												
<p>附 則 (退隠料等の年額の最低保障)</p> <p>第3条 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当するもの平成12年4月分以降の年額が、それぞれ同表の左欄に掲げる区分に対応するこれらの右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもつてその年額とする。</p> <table border="1" data-bbox="702 1153 837 2083"> <thead> <tr> <th>退隠料又は遺族扶助料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退隠料</td> <td>1,132,700円</td> </tr> <tr> <td>遺族扶助料</td> <td>792,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成12年3月31日までの退隠料等の年額)</p> <p>第4条 平成12年3月31日以前に給与事由の生じた前条に規定する退隠料又は遺族扶助料の同年同月同日までの年額については、なお従前の例による。</p>	退隠料又は遺族扶助料	金額	退隠料	1,132,700円	遺族扶助料	792,000円	<p>附 則 (退隠料等の年額の最低保障)</p> <p>第3条 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当するもの令和6年4月分以降の年額が、それぞれ同表の左欄に掲げる区分に対応するこれらの右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもつてその年額とする。</p> <table border="1" data-bbox="702 145 837 1086"> <thead> <tr> <th>退隠料又は遺族扶助料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退隠料</td> <td>1,163,300円</td> </tr> <tr> <td>遺族扶助料</td> <td>813,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和6年3月31日までの退隠料等の年額)</p> <p>第4条 令和6年3月31日以前に給与事由の生じた前条に規定する退隠料又は遺族扶助料の同日までの年額については、なお従前の例による。</p>	退隠料又は遺族扶助料	金額	退隠料	1,163,300円	遺族扶助料	813,400円
退隠料又は遺族扶助料	金額												
退隠料	1,132,700円												
遺族扶助料	792,000円												
退隠料又は遺族扶助料	金額												
退隠料	1,163,300円												
遺族扶助料	813,400円												

第2条関係

吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>附 則 (遺族扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>第5条 吹田市吏員恩給条例（以下「恩給条例」という。）第17条に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。</p> <p>(1) 遺族扶助料を受ける妻により生活を維持し、又はこれと生計を共にする吏員の子（未成年の子及び成年の子（身体又は精神に障害があつて生活資料を得る途のない者に限る。）であつて遺族扶助料を受ける権利を有する者。以下「扶養遺族である子」という。）が2人以上ある場合 <u>267,500円</u></p> <p>(2) 扶養遺族である子が1人ある場合 <u>152,800円</u></p> <p>(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） <u>152,800円</u></p> <p>2 } 3 }</p> <p>-----略-----</p>	<p>附 則 (遺族扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>第5条 吹田市吏員恩給条例（以下「恩給条例」という。）第17条に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。</p> <p>(1) 遺族扶助料を受ける妻により生活を維持し、又はこれと生計を共にする吏員の子（未成年の子及び成年の子（身体又は精神に障害があつて生活資料を得る途のない者に限る。）であつて遺族扶助料を受ける権利を有する者。以下「扶養遺族である子」という。）が2人以上ある場合 <u>273,900円</u></p> <p>(2) 扶養遺族である子が1人ある場合 <u>156,400円</u></p> <p>(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） <u>156,000円</u></p> <p>2 } 3 }</p> <p>-----略-----</p>

退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、恩給法に準じて条例で規定された遺族扶助料の額について、所要の改正をするものです。

2 改正の内容

昭和 37 年 11 月 30 日前に退職した職員の遺族に対して支給する遺族扶助料の最低保障額及び寡婦加算額を次のように改定します。

- (1) 遺族扶助料の最低保障額（年額） 792,000 円→813,400 円
- (2) 寡婦加算額（年額） 152,800 円→156,000 円

3 施行期日

公布の日から施行します（令和 6 年 4 月 1 日から適用）。

4 条例改正による影響額

24,600 円（年額）



吹田市市税条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。))の規定の適用を条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令附則第3条の2の3に定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第16条の7の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。))若しくは金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金(同条第2項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下同じ。))を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に同条第11項及び法附則第5条の5第2項(これらの規定を法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者</p>	<p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第12項まで及び第13項(同条第14項において準用する場合を含む。))の規定の適用を条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令附則第3条の2の3に定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第16条の7の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。))を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額)を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金(同条第2項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下同じ。))を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に同条第11項及び法附則第5条の5第2項(これらの規定を法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の第16条の</p>

現 行	改 正 案
<p>の第16条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) } (2) } -----略-----</p> <p>(3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人が行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>(4) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が本市に帰属するもの</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 所得割の納税義務者が、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に法附則第60条第3項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄をした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に当該放棄をした部分の価額に相当する額の第1項各号に掲げる寄附金又は金銭を支出したものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第23条 } { -----略-----</p> <p>3 } 4 次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額にそ</p>	<p>4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) } (2) } -----略-----</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が本市に帰属するもの</p> <p>(4) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人が行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 所得割の納税義務者が、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に法附則第60条第3項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄をした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に当該放棄をした部分の価額に相当する額の第1項各号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第23条 } { -----略-----</p> <p>3 } 4 次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額にそ</p>

現 行	改 正 案
<p>れぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 法附則第15条第25項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 4分の3</p> <p>(3) 法附則第15条第25項第3号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 2分の1</p> <p>5 -----略-----</p> <p>6 法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産 に対して課する固定資産税の課税標準額は、同項に規定する補助開始日の属する年 の翌年の1月1日（当該補助開始日が1月1日である場合は、その属する年の1月 1日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条又は 第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>7 法附則第15条第33項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固 定資産税の課税標準額は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の1月1日 （当該設置した日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日 とする年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の規定による課税標準 の額に3分の2を乗じて得た額とする。</p> <p>(都市計画税の課税標準の特例)</p> <p>第75条の2 第23条第6項の規定は、法附則第15条第32項に規定する特定事 業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用す る。この場合において、第23条第6項中「法第349条又は第349条の2」と あるのは、「第75条」と読み替えるものとする。</p>	<p>れぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 法附則第15条第25項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 7分の6</p> <p>(3) 法附則第15条第25項第3号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 4分の3</p> <p>(4) 法附則第15条第25項第4号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 2分の1</p> <p>5 -----略-----</p> <p>6 法附則第15条第32項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固 定資産税の課税標準額は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の1月1日 （当該設置した日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日 とする年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の規定による課税標準 の額に3分の2を乗じて得た額とする。</p> <p>7 法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資 産に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該滞在快適性等向上施設等に係る 工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該工事が完了した日が1月1日 である場合には、同日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、 法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得 た額とする。</p> <p>(都市計画税の課税標準の特例)</p> <p>第75条の2 第23条第6項の規定は、法附則第15条第32項に規定する市民緑 地の用に供する土地に対して課する都市計画税について準用する。この場合におい て、第23条第6項中「法第349条」とあるのは、「第75条」と読み替えるも のとする。</p>

現	行	改 正 案
<p>2 第23条第7項の規定は、<u>法附則第15条第33項</u>に規定する<u>市民緑地の用</u>に供する<u>土地</u>に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第7項中「<u>法第349条</u>」とあるのは、「<u>第75条</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 第23条第7項の規定は、<u>法附則第15条第38項</u>に規定する<u>滞在快適性等向上施設等の用</u>に供する<u>固定資産</u>に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第7項中「<u>法第349条</u>又は<u>第349条の2</u>」とあるのは、「<u>第75条</u>」と読み替えるものとする。</p>	

## 吹田市市税条例の一部改正について

### 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号。令和 6 年 3 月 30 日公布）により地方税法の一部が改正されたことに伴い、吹田市市税条例の一部を改正するものです。

### 2 主な改正の概要

#### (1) 市民税（個人）

##### ア 公益信託に関する法律の改正に伴う規定整備

###### (i) 改正の内容

新たな公益信託制度の創設に伴い、所得税法等において公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金を寄附金税額控除の対象とする等、公益法人と同等の税制上の措置が講じられることによる規定整備を行います。

###### (ii) 改正する条文

第 16 条の 4 の 2（改正）

第 16 条の 7 の 2 第 4 号（改正）

#### (2) 固定資産税・都市計画税

##### ア 特定バイオマス発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例の見直し（わがまち特例）

###### (i) 改正の内容

現在、わがまち特例の対象としている特定バイオマス発電設備のうち、木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備に対して課する償却資産に係る固定資産税の課税標準額を、地方税法の参酌割合と同じく、課税標準額となるべき価格の 7 分の 6 に軽減します。

###### (ii) 改正する条文

第 23 条第 4 項第 2 号（新設）

##### イ 一体型滞在快適性等向上施設等に対する固定資産税・都市計画税の課税標準の特例の新設（わがまち特例）

###### (i) 改正の内容

滞在快適性等向上区域において、市町村による公共施設の整備等と一体的に

(1)

民間事業者（土地所有者等）が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、当該工事が完了した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年間、土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び土地・家屋の都市計画税の課税標準額を、地方税法の参酌割合と同じく、課税標準額となるべき価格の2分の1に軽減します。

(イ) 改正する条文

第23条第7項（新設）

第75条の2第2項（新設）

3 施行期日等

公布の日から施行します。ただし、市民税に係る改正については、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日から施行します。



現	行	改	正	案
定による医療に要する費用についての援助に関する情報を含む。)の提供を求められたときは、当該情報を内容とする特定個人情報を提供することができる。				

吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>第27条 市長は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>第27条 市長は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>

\_\_\_\_\_は改正箇所



## 国等による高校生世代への支援策の拡充を踏まえた本市独自の奨学制度見直しについて

### 1 趣旨

本市では、経済的に困難な状況にある高校生等に対し、修学達成を支援する目的で独自の奨学制度（以下、「吹田市奨学事業」という）を昭和52年（1977年）から実施してきました。

近年、国や府の高校生等に対する修学等の支援が充足しております。平成22年度（2010年度）から国が授業料の実質無償化を開始、平成26年度（2014年度）から府が授業料以外の教育費負担軽減策を開始しています。さらに、令和6年（2024年）10月からは、児童手当の対象年齢が高校生相当年齢（18歳を迎えた年度末）まで拡大されます。

吹田市奨学事業の役割は、国や府による高校生等への修学支援策、経済的支援の充足により、果たされているものと考え、令和6年度末で廃止することとしています。

ついては、吹田市奨学事業の廃止に伴い、その運用益を事業財源に充てることを目的として設置した吹田市奨学基金についても廃止するものです。

### 2 吹田市奨学基金の概要

- 条例名称 吹田市奨学基金条例
- 制定年月日 昭和57年（1982年）12月21日
- 基金残高 32,000千円

### 3 吹田市奨学基金条例廃止の施行期日

令和7年（2025年）4月1日

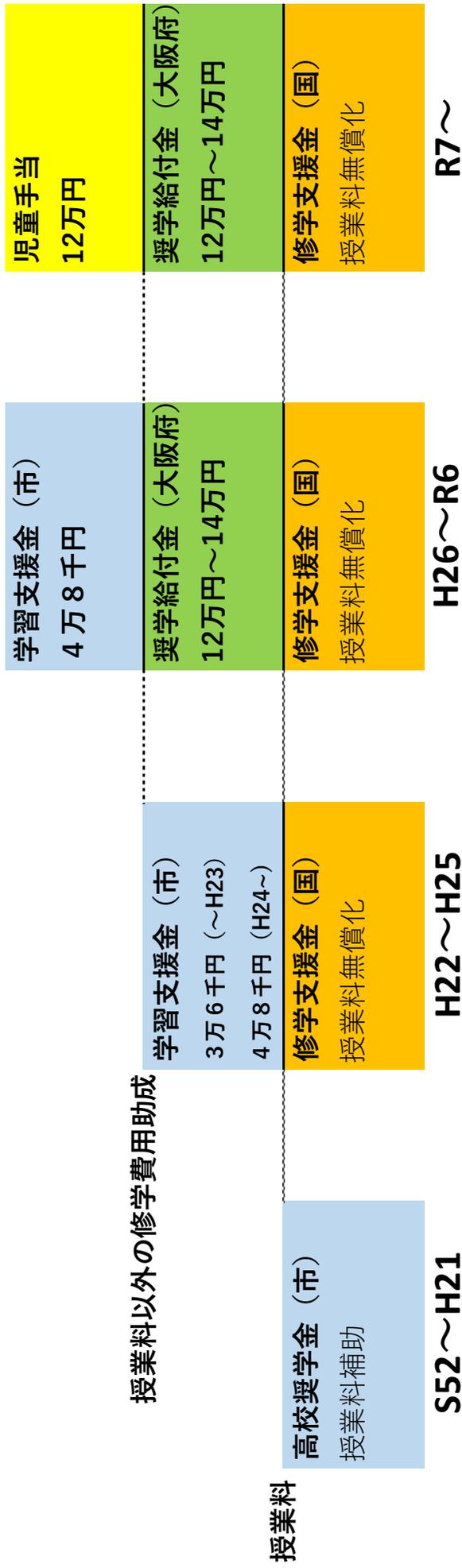
### 4 吹田市奨学事業の概要

- 事業名 高等学校等学習支援金支給事業
- 目的 学習用図書等の購入費用の支援
- 事業開始 平成22年度（2010年度）
- 支給額 月額4,000円（年額48,000円）
- 主な支給要件
  - （1）住民税所得割非課税相当世帯
  - （2）高等学校等に在学している子がいる
- 決算額と認定者数

令和4年度（2022年度）	20,332,000円、454人
令和5年度（2023年度）決算見込み	19,888,000円、447人

※昭和52年度から平成21年度までは授業料支援（吹田市高等学校等奨学金支給事業）を実施

5 住民税所得割非課税世帯の高校生世代への支援策の拡充状況



資源循環エネルギーセンター 1号ボイラー3次過熱器整備

請負金額	330,000,000 円
請負者	株式会社 タクマ 兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 代表取締役社長 南條 博昭

# 営 業 の 沿 革

株式会社 タクマ

創 業		昭和13年6月10日 (1938年)
創 業 後 の 沿 革	田熊汽罐製造(株)として尼崎市に設立 資本金3,000千円	昭和13年6月10日 (1938年)
	播磨工場の操業を開始	昭和17年12月5日 (1942年)
	大阪・東京両証券取引所に株式を上場	昭和24年5月14日 (1949年)
	建設業者登録 建設大臣(イ)919号	昭和24年10月21日 (1949年)
	大阪市北区に本社を移転	昭和28年4月20日 (1953年)
	京都工場の操業を開始	昭和36年12月1日 (1961年)
	日本機工(株)を吸収合併、水処理分野に進出 資本金1,400,000千円	昭和37年7月10日 (1962年)
	建設大臣許可(初回)建築工事業、管工事業、機械 器具設置工事業	昭和40年10月23日 (1965年)
	商号を「株式会社 タクマ」に変更 資本金1,502,000千円	昭和47年6月1日 (1972年)
	建設大臣許可 土木事業、水道施設工事業、清掃 施設工事業 資本金2,300,000千円	昭和48年10月23日 (1973年)
建設大臣許可(特-49)第6129号	昭和50年2月24日 (1975年)	
建設大臣許可 タイル・れんが・ブロック工事業 資本金3,223,000千円	昭和52年7月13日 (1977年)	

(2)

創 業 後 の 沿 革	建設大臣許可 電気工事業	昭和62年1月22日 (1987年)
	建設大臣許可 電気通信工事業 資本金8,663,000千円	平成6年2月1日 (1994年)
	資本金133億6,745万7,968円	平成9年9月30日 (1997年)
	本社(主たる営業所)を大阪市から兵庫県尼崎市に移転	平成14年10月1日 (2002年)
	国土交通大臣許可 とび・土工工事業	平成15年12月26日 (2003年)
	国土交通大臣許可 電気通信工事業を廃業	平成18年4月1日 (2006年)
	登記簿上の本店所在地を大阪市から兵庫県尼崎市に移転	平成18年6月29日 (2006年)
	京都工場組織を廃止し、その機能を(株)日本サーモエナーへ移管	平成19年3月31日 (2007年)
	田熊プラント(株)を吸収合併	平成21年4月1日 (2009年)
	(株)サンプラントを吸収分割	平成23年4月1日 (2011年)
	国土交通大臣許可 電気通信工事業	平成25年12月19日 (2013年)
	国土交通大臣許可 解体工事業	平成29年11月6日 (2017年)
	国土交通大臣許可 とび・土工・コンクリート工事業を廃業	令和2年11月15日 (2020年)

# 工 事 経 歴 書

株式会社 タクマ

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業に関する施設整備工事	町田市	31,251,798	平成28年(2016年)12月 } 令和6年(2024年)6月
さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)建設工事	さいたま市	24,217,600	令和2年(2020年)3月 } 令和9年(2027年)3月
函館市日乃出清掃工場整備工事	函館市	23,210,000	令和3年(2021年)9月 } 令和11年(2029年)3月
(仮称)大任町ごみ処理施設整備工事	田川郡(福岡県)	22,055,000	令和3年(2021年)3月 } 令和7年(2025年)3月
西淀工場焼却設備整備工事	大阪広域環境施設組合	574,500	令和5年(2023年)7月 } 令和5年(2023年)12月
猪子石工場焼却炉及び関連機器定期整備工事	名古屋市	528,000	令和5年(2023年)7月 } 令和6年(2024年)2月
焼却炉及びボイラー点検整備業務委託	富山地区広域圏事務組合	422,400	令和5年(2023年)6月 } 令和6年(2024年)3月
令和5年度塵芥焼却設備定期整備修繕	和歌山市	353,100	令和5年(2023年)5月 } 令和6年(2024年)3月

(4)

# 株式会社 タクマ

## 貸借対照表

(令和 6年 3月31日現在)

(単位 百万円)

[資産の部]	
1 流動資産	94,095
2 固定資産	47,643
資産合計	141,738
[負債の部]	
1 流動負債	49,672
2 固定負債	6,687
負債合計	56,360
[純資産の部]	
1 資本金	13,367
2 資本剰余金	4,083
3 利益剰余金	61,945
4 自己株式	△3,711
5 評価・換算差額等合計	9,693
純資産合計	85,378
負債純資産合計	141,738

## 損益計算書

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

(単位 百万円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	91,616
(2)売上原価	75,923
売上総利益	15,693
(3)販売費及び一般管理費	10,503
営業利益	5,190
2 営業外損益	
(1)営業外収益	2,094
(2)営業外費用	113
経常利益	7,170
[特別損益の部]	
1 特別利益	2,001
2 特別損失	524
税引前当期純利益	8,648
法人税、住民税及び事業税	2,531
法人税等調整額	△281
当期純利益	6,398

(5)

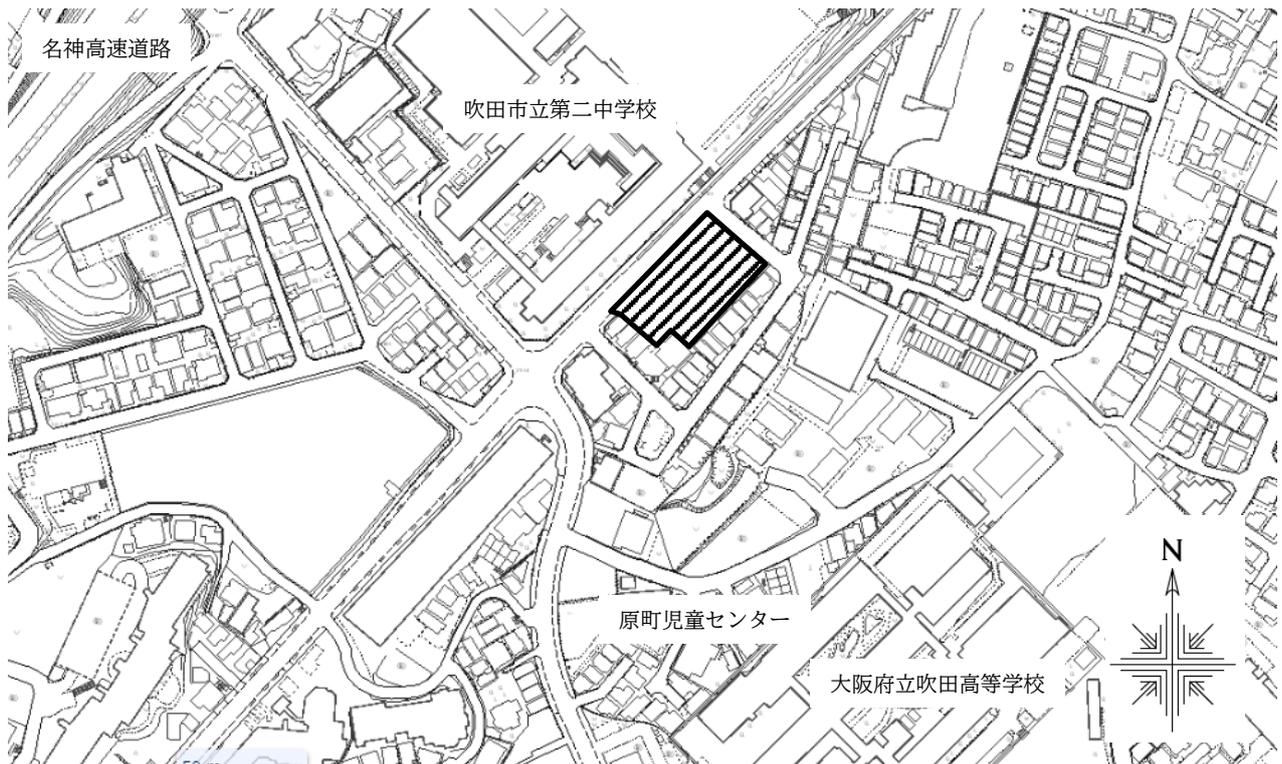


## 旧市営岸部北住宅解体撤去工事

### 1 施設概要

構 造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上5階
棟 数	1棟

### 2 位置図（吹田市岸部北1丁目17番）



# 営 業 の 沿 革

株式会社M'sクリエイト

創 業		平成27年 3月23日 (2015年)
創 業 後 の 沿 革	株式会社M'sクリエイト設立 (資本金500万円)	平成27年 3月23日 (2015年)
	建設業許可取得 第143063号 一般 建	平成27年 5月29日 (2015年)
	建設業許可業種追加 第143063号 一般 土・ 大・と・舗・塗・防・内	平成29年 7月21日 (2017年)
	会計期間を変更 2019年2月期決算から2019年4 月期決算とする	平成31年 4月30日 (2019年)
	建設業許可業種追加 第143063号 一般 左・ 石・屋・タ・鋼・鉄筋・しゅ・板・ガ・絶・解・ 水	令和元年11月 8日 (2019年)
	株式会社M'sクリエイト資本金変更 2,000万円	令和2年7月16日 (2020年)
	建設業許可取得 第143063号 特 土・建・ 大・左・と・石・屋・タ・鋼・鉄・舗・しゅ・ 板・ガ・塗・防・内・熱・建具・水・解	令和2年9月11日 (2020年)
	現在に至る	

(2)

# 工事経歴書

株式会社M'sクリエイト

工事名	発注者	請負金額(千円)	工期
大阪府平野警察署川辺交番撤去工事	大阪府	4,765	令和4年(2022年)8月 } 令和4年(2022年)11月
千里北公園内農機具小屋解体撤去工事	吹田市	2,327	令和6年(2024年)2月 } 令和6年(2024年)3月

(3)

# 株式会社M'sクリエイト

## 貸借対照表

(令和 5年4月30日現在)

(単位 円)

[資産の部]	
1 流動資産	434,627,662
2 固定資産	49,150,759
3 繰延資産	1,056,732
資産合計	484,835,153
[負債の部]	
1 流動負債	277,544,652
2 固定負債	72,939,000
負債合計	350,483,652
[純資産の部]	
1 資本金	20,000,000
2 資本剰余金	114,351,501
純資産合計	134,351,501
負債純資産合計	484,835,153

## 損益計算書

自 令和 4年5月 1日

至 令和 5年4月30日

(単位 円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	765,257,476
(2)売上原価	660,025,133
売上総利益	105,232,343
(3)販売費及び一般管理費	46,737,470
営業利益	58,494,873
2 営業外損益	
(1)営業外収益	242,224
(2)営業外費用	1,046,540
経常利益	57,690,557
[特別損益の部]	
1 特別利益	141,000
2 特別損失	0
税引前当期純利益	57,831,557
法人税、住民税及び事業税	19,638,973
当期純利益	38,192,584

(4)

上の川上面整備工事請負契約の締結について

- |        |   |
|--------|---|
| 1 請負金額 | 303,685,800円  |
| 2 請負者  | 吹田市金田町5番10号<br>株式会社関根工務店<br>代表取締役 橋本 一郎                               |
| 3 工事概要 | 道路改良【府道吹田箕面線】 一式<br>遊歩道整備 一式<br>道路改良【円山垂水4号線】 一式<br>仮設道路 一式<br>仮設工 一式 |

# 営 業 の 沿 革

株式会社 関根工務店

創 業		昭和39年3月1日 (1964年)
創 業 後 の 沿 革	株式会社関根工務店に組織変更 資本金100万円	昭和40年6月15日 (1965年)
	資本金追加 資本金400万円	昭和46年2月24日 (1971年)
	資本金追加 資本金1,000万円	昭和46年3月9日 (1971年)
	資本金追加 資本金1,600万円	昭和47年9月23日 (1972年)
	資本金追加 資本金2,500万円	昭和47年10月3日 (1972年)
	大阪府知事免許(特-4)第9251号 土木工事業、建築工事業、塗装工事業、解体工事業	令和4年8月10日 (2022年)
	大阪府知事免許(般-4)第9251号 とび・土工工事業、 管工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和4年8月10日 (2022年)

(2)

# 工 事 経 歴 書

株式会社 関根工務店

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
蓮間高区・低区配水幹線 布設等工事	吹田市 水道部	320,040	令和2年(2020年)11月 ↳ 令和4年(2022年)5月
吹田市公共下水道事業高 川排水区汚水管路改築工 事第103工区	吹田市	64,433	令和3年(2021年)5月 ↳ 令和4年(2022年)1月
津雲外周線ほか道路改良 工事	吹田市	31,858	令和3年(2021年)9月 ↳ 令和4年(2022年)2月
山田西3丁目配水管φ 100mm～φ200mm布設替工 事(その2)	吹田市 水道部	144,378	令和4年(2022年)2月 ↳ 令和5年(2023年)2月
道路等施設補修工事	吹田市	104,123	令和4年(2022年)6月 ↳ 令和5年(2023年)3月
穂波芳野線道路改良工事 (その1)	吹田市	90,547	令和4年(2022年)8月 ↳ 令和5年(2023年)3月
江坂町2丁目配水管φ 100mm～φ200mm布設替工 事	吹田市 水道部	129,199	令和5年(2023年)3月 ↳ 令和6年(2024年)1月
山田西1丁目配水管φ 300mm緊急漏水修繕工事	吹田市 水道部	9,152	令和5年(2023年)9月 ↳ 令和5年(2023年)11月
穂波芳野線道路改良工事 (その3)	吹田市	84,960	令和5年(2023年)9月 ↳ 令和6年(2024年)3月

(3)

# 株式会社 関根工務店

## 貸借対照表

(令和 5年 9月30日現在)

(単位 千円)

[資産の部]	
1	流動資産 3,896,794
2	固定資産 11,488,403
	資産合計 15,385,198
[負債の部]	
1	流動負債 1,717,046
2	固定負債 6,308,543
	負債合計 8,025,589
[純資産の部]	
1	資本金 25,000
2	資本剰余金 0
3	利益剰余金 7,334,608
4	自己株式 0
5	評価・換算差額等合計 0
	純資産合計 7,359,608
	負債純資産合計 15,385,198

## 損益計算書

自 令和 4年10月 1日

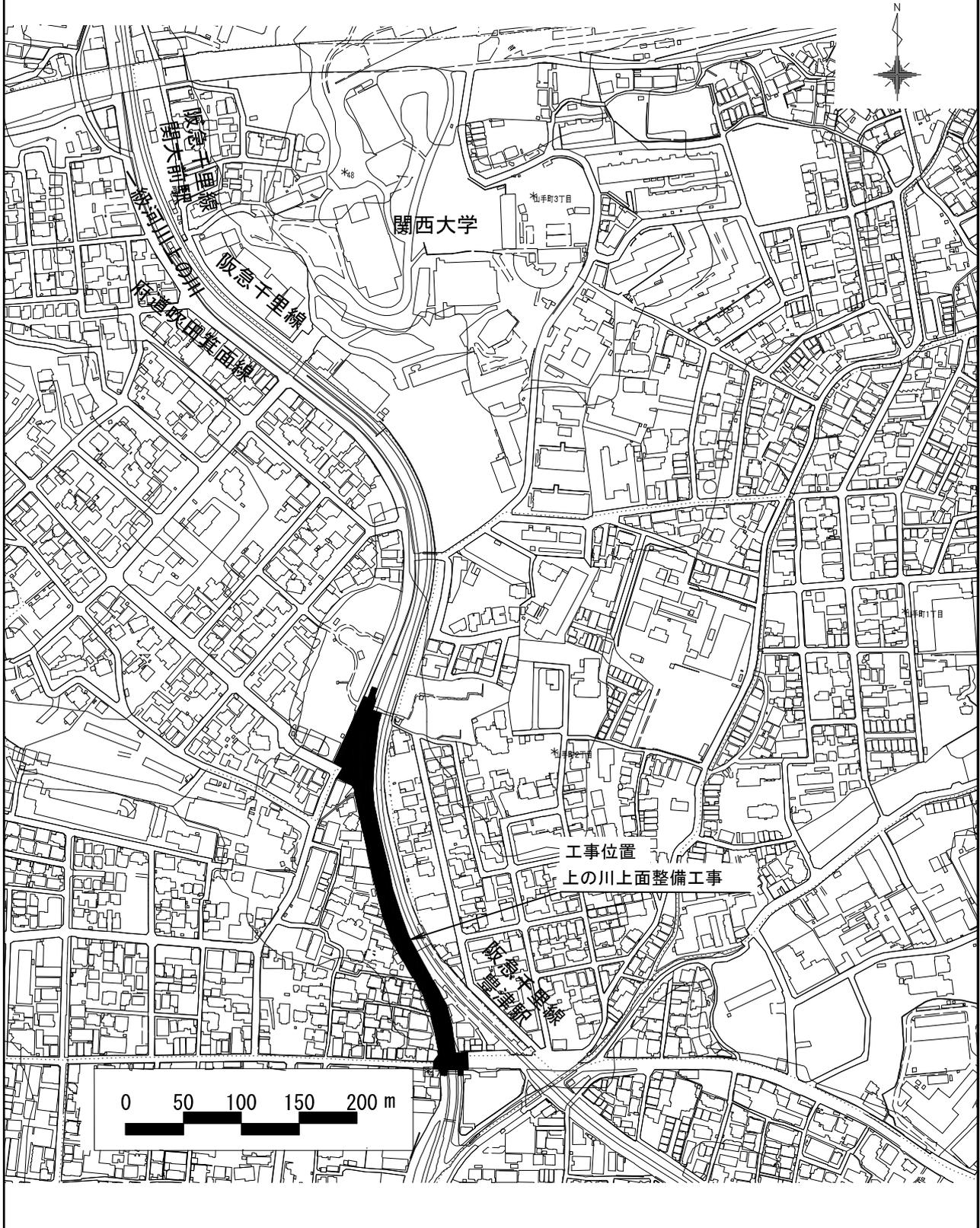
至 令和 5年 9月30日

(単位 千円)

[経常損益の部]	
1	営業損益
	(1)売上高 2,053,634
	(2)売上原価 1,279,512
	売上総利益 774,122
	(3)販売費及び一般管理費 182,265
	営業利益 591,856
2	営業外損益
	(1)営業外収益 74,120
	(2)営業外費用 49,777
	経常利益 616,200
[特別損益の部]	
1	特別利益 681
2	特別損失 9,306
	税引前当期純利益 607,574
	法人税、住民税及び事業税 204,154
	法人税等調整額 0
	当期純利益 403,420

(4)

# 工事位置図

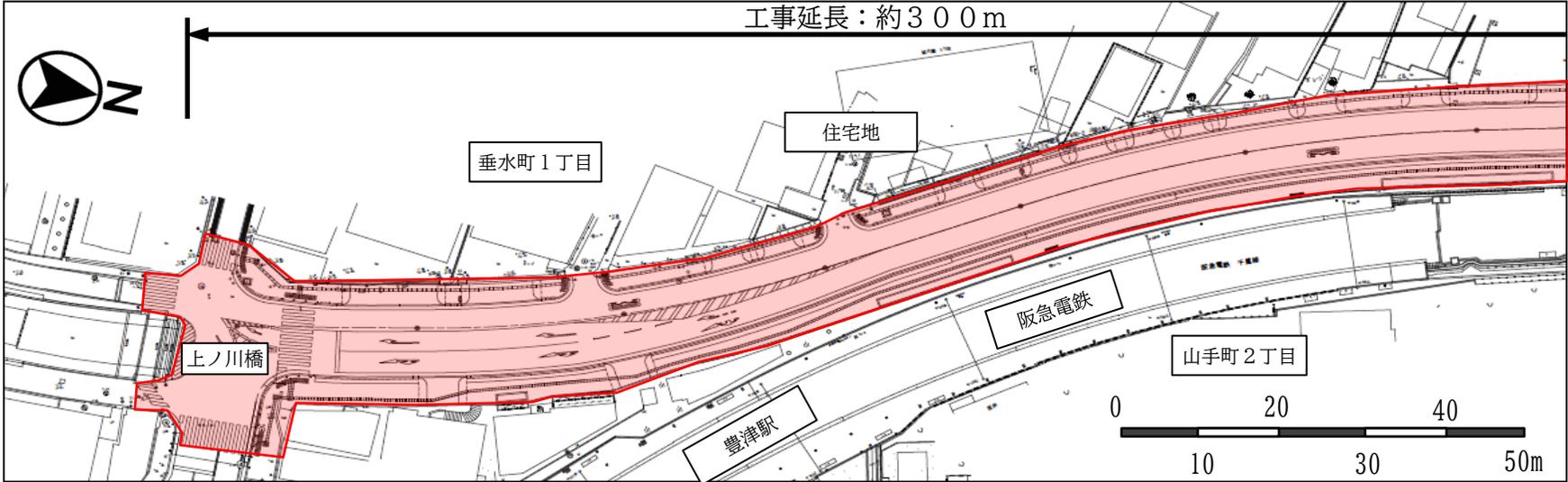


(5)

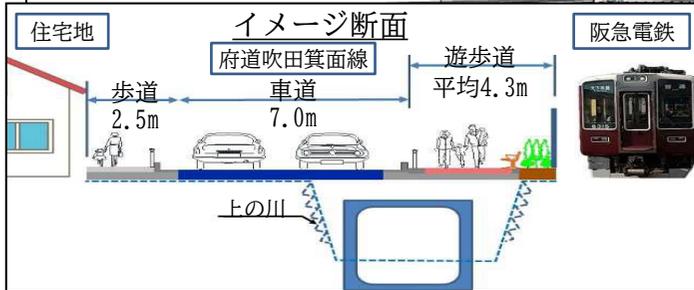
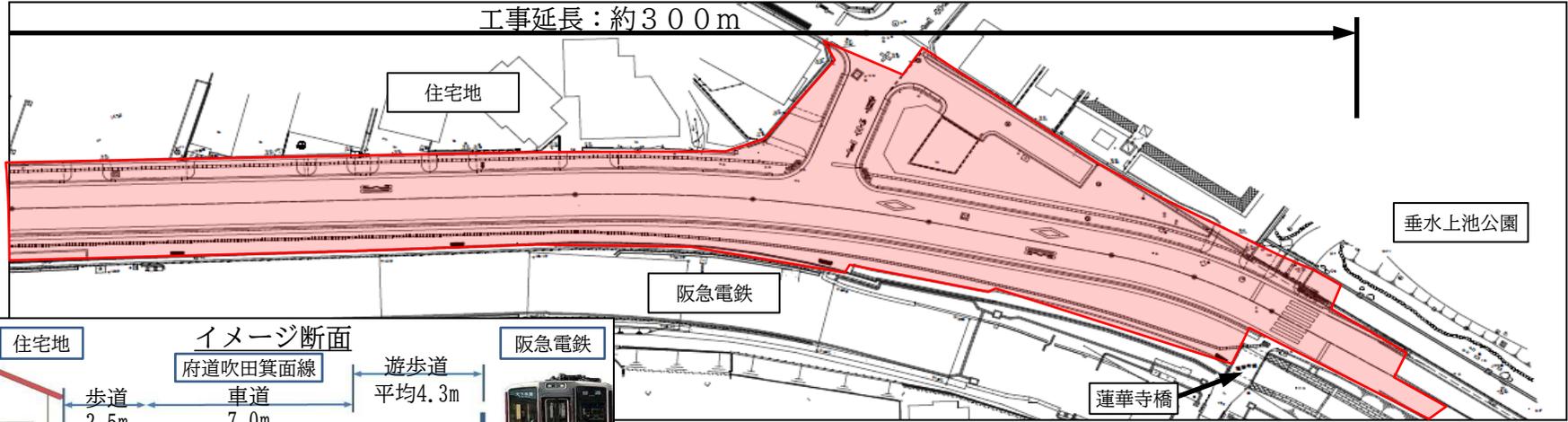
上の川上面整備工事

計画平面図

工事延長：約300m



工事延長：約300m



凡例

：工事範囲

吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約の一部変更について

- 1 工事名 吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事
- 2 工事場所 大阪府吹田市佐竹台1丁目25番126、25番138の一部、25番163
- 3 工期 令和3年(2021年)6月30日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 4 変更部分 請負金額

変更前	9,049,524,000円(うち消費税等額822,684,000円)
変更後	9,052,824,000円(うち消費税等額822,984,000円)
増額金額	3,300,000円(うち消費税等額300,000円)
- 5 変更理由 国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)の適用により、請負金額を変更するもの。

※ 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション等が生じ請負金額が著しく不相当となった場合に、発注者又は受注者が請負金額の変更を請求できる規定



資源循環エネルギーセンター 1・2号炉用ろ布部品購入

購入概要

(1) ろ過式集じん器用ろ布	1100本
----------------	-------

(1)

# 営 業 の 沿 革

株式会社 タクマ

創 業		昭和13年6月10日 (1938年)
創 業 後 の 沿 革	田熊汽罐製造(株)として尼崎市に設立 資本金3,000千円	昭和13年6月10日 (1938年)
	播磨工場の操業を開始	昭和17年12月5日 (1942年)
	大阪・東京両証券取引所に株式を上場	昭和24年5月14日 (1949年)
	建設業者登録 建設大臣(イ)919号	昭和24年10月21日 (1949年)
	大阪市北区に本社を移転	昭和28年4月20日 (1953年)
	京都工場の操業を開始	昭和36年12月1日 (1961年)
	日本機工(株)を吸収合併、水処理分野に進出 資本金1,400,000千円	昭和37年7月10日 (1962年)
	建設大臣許可(初回)建築工事業、管工事業、機械 器具設置工事業	昭和40年10月23日 (1965年)
	商号を「株式会社 タクマ」に変更 資本金1,502,000千円	昭和47年6月1日 (1972年)
	建設大臣許可 土木事業、水道施設工事業、清掃 施設工事業 資本金2,300,000千円	昭和48年10月23日 (1973年)
建設大臣許可(特-49)第6129号	昭和50年2月24日 (1975年)	
建設大臣許可 タイル・れんが・ブロック工事業 資本金3,223,000千円	昭和52年7月13日 (1977年)	

(2)

創 業 後 の 沿 革	建設大臣許可 電気工事業	昭和62年1月22日 (1987年)
	建設大臣許可 電気通信工事業 資本金8,663,000千円	平成6年2月1日 (1994年)
	資本金133億6,745万7,968円	平成9年9月30日 (1997年)
	本社(主たる営業所)を大阪市から兵庫県尼崎市に移転	平成14年10月1日 (2002年)
	国土交通大臣許可 とび・土工工事業	平成15年12月26日 (2003年)
	国土交通大臣許可 電気通信工事業を廃業	平成18年4月1日 (2006年)
	登記簿上の本店所在地を大阪市から兵庫県尼崎市に移転	平成18年6月29日 (2006年)
	京都工場組織を廃止し、その機能を(株)日本サーモエナーへ移管	平成19年3月31日 (2007年)
	田熊プラント(株)を吸収合併	平成21年4月1日 (2009年)
	(株)サンプラントを吸収分割	平成23年4月1日 (2011年)
	国土交通大臣許可 電気通信工事業	平成25年12月19日 (2013年)
	国土交通大臣許可 解体工事業	平成29年11月6日 (2017年)
	国土交通大臣許可 とび・土工・コンクリート工事業を廃業	令和2年11月15日 (2020年)

## 納入実績書

株式会社 タクマ

件名	発注者	契約金額 (円)	納入年月日
炉用部品 (西淀工場) 買入	大阪広域環境施設組合	21,938,500	令和2年9月 (2020年)
バグフィルターろ布	和歌山市	12,636,000	令和3年3月 (2021年)
葛飾清掃工場焼却炉ろ過式集じん器用ろ布ほか1点の購入	東京二十三区 清掃一部事務組合	15,845,000	令和3年3月 (2021年)
グレートフレーム外6件	福岡市	22,449,800	令和3年11月 (2021年)
資源循環エネルギーセンター混練機整備用部品購入	吹田市	16,600,800	令和4年2月 (2022年)
ろ過式集じん装置用ろ布 (西淀工場) 買入	大阪広域環境施設組合	14,100,000	令和4年9月 (2022年)
大江破碎工場破碎機用ハンマーの製造の請負	名古屋市	38,500,000	令和5年3月 (2023年)
新江東清掃工場ほか1工場コンベヤチェーンほか4点の購入	東京二十三区 清掃一部事務組合	46,500,000	令和5年3月 (2023年)
触媒 (西淀工場) 買入	大阪広域環境施設組合	52,200,000	令和5年3月 (2023年)
新江東清掃工場焼却炉ろ過式集じん機用ろ布ほか3点の買入れ	東京二十三区 清掃一部事務組合	54,498,000	令和5年3月 (2023年)

# 株式会社 タクマ

## 貸借対照表

(令和 6年 3月31日現在)

(単位 百万円)

[資産の部]	
1 流動資産	94,095
2 固定資産	47,643
資産合計	141,738
[負債の部]	
1 流動負債	49,672
2 固定負債	6,687
負債合計	56,360
[純資産の部]	
1 資本金	13,367
2 資本剰余金	4,083
3 利益剰余金	61,945
4 自己株式	△3,711
5 評価・換算差額等合計	9,693
純資産合計	85,378
負債純資産合計	141,738

## 損益計算書

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

(単位 百万円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	91,616
(2)売上原価	75,923
売上総利益	15,693
(3)販売費及び一般管理費	10,503
営業利益	5,190
2 営業外損益	
(1)営業外収益	2,094
(2)営業外費用	113
経常利益	7,170
[特別損益の部]	
1 特別利益	2,001
2 特別損失	524
税引前当期純利益	8,648
法人税、住民税及び事業税	2,531
法人税等調整額	△281
当期純利益	6,398

(5)



大阪府後期高齢者医療広域連合規約現行・変更案対照表

\_\_\_\_\_は変更箇所

現 行		変 更 案	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
項	関係市町村において行う事務	項	関係市町村において行う事務
1	-----略-----	1	-----略-----
2	被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し	2	資格確認書等の引渡し
3	被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付	3	資格確認書等の返還の受付
4		4	
5	-----略-----	5	-----略-----
6		6	
別表第2（第17条関係）		別表第2（第17条関係）	
-----略-----		-----略-----	
備考		備考	
1	高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。	1	高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。
2	人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。	2	人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく人口による。



大阪広域水道企業団規約現行・変更案対照表

現	行	変 更 案
<p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、河内町、太子町、千早赤阪村</p> </div>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河内町、千早赤阪村</p> </div>	<p>は変更箇所</p>



議会サポート事業におけるグループウェアのスケジュール機能拡大  
及びクラウド型文書共有システムの導入について

1 事業の内容

(1) 趣旨

市議会ではタブレット端末について平成27年(2015年)6月から導入に向けた検討を重ね、平成30年(2018年)9月から導入し議員に貸与しています。また、令和4年(2022年)9月から更なる活用策として、コミュニケーションツールなども兼ね備えたグループウェアを導入し、議員間や議員と事務局との情報共有、コミュニケーションの促進などに寄与しているところです。

しかし、現在導入しているグループウェアにおいて、スケジュール機能で掲載している議会日程等は、他のスケジュール管理ツールに自動反映できないため、再度入力作業が必要となるなど利便性を欠く状況となっており、また、ファイル管理に保存している議案書などの文書については、ページめくりや見開き表示等の機能がないため、閲覧しにくい状況となっています。

そのため、より効率的な議会運営及び議会の活性化を目的として、以下のシステム等を導入するものです。

(2) 導入システム等

ア カレンダー連携ソフト（以下、「連携ソフト」という。）

現在導入しているグループウェアのスケジュール機能と、過去に市議会導入し継続して利用している議員が多い他のスケジュール管理ツールを同期させて、グループウェアに入力した議会日程等のスケジュールを同ツールに自動的に反映することができる連携ソフトを導入します。

イ クラウド型文書共有システム（以下、「文書共有システム」という。）

ページめくり、見開き表示、手書きメモなどの機能を備えた文書共有システムをグループウェアと併用して導入します。

2 予算額

歳出予算 498 千円

(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費

(大事業) 議会事業 (小事業) 議会サポート事業

節名称	予算額 (千円)	説明等
委託料	390	導入初期費用、操作研修費用等
使用料及び賃借料	108	連携ソフト利用料、文書共有システム利用料

### 3 今後の予定

令和6年(2024年) 10月	連携ソフト見積合せ、契約締結
11月	連携ソフト運用開始、文書共有システム見積合せ
12月	文書共有システム契約締結
令和7年(2025年) 1月	文書共有システム運用開始

子どもの学習・生活支援事業における学習支援教室の増設について

1 事業の内容

現在、子どもの学習支援教室は、東西南北の各ブロックに計5か所（北ブロックのみ2か所）開設していますが、南ブロックの中でJR以南地域には教室がありません。JR以南地域への新たな開設により、主に当該地域の校区（第三中及び第五中）の中学生が学習支援教室を利用しやすい環境に整備します。また、北ブロックでは2教室とも定員を満たしているため、新たな受入れが可能となるよう、増設するものです。

新たに開設する2教室も既設の教室と同様、定員は原則15名で、生活困窮世帯の中学生の高校進学及び高校中退の防止を、主な目的として学習支援を行います。

2 予算額

(1) 歳出予算 12千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費

(大事業) 子供の生活支援事業 (小事業) 子どもの学習・生活支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	12	子どもの学習支援教室運営業務委託に係る事業者選定学識経験者謝礼金

(2) 債務負担行為

事項	期間	限度額
生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務（2教室拡充）	令和6年度～令和8年度	25,324千円

3 今後の予定

令和6年（2024年）11月	委託事業者の募集開始
12月	利用施設及び事業者の決定
令和7年（2025年）4月	増設2教室の事業開始



特定教育・保育施設等幼稚園型一時預かり助成事業における対象事業の拡充について

1 事業の内容

保育提供量の確保を目的として私立幼稚園が一時預かり事業・幼稚園型Ⅱ（保育の必要性の認定を受けた3歳児未満の子供の定期的な預かり）を実施することに伴い、本事業の実施に要する準備経費（改修費等）を補助するものです。

- ・ 1 施設当たりの最大交付額 4,000 千円（補助率 10/10）

2 予算額

- (1) 歳出予算 32,000 千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費

（大事業）子育て支援事業（小事業）特定教育・保育施設等幼稚園型一時預かり助成事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	32,000	実施準備に係る補助 (幼稚園 8 施設分)

- (2) 歳入予算（特定財源） 21,328 千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	10,664	補助率 1/3

（款）府支出金（項）府補助金（目）民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	10,664	補助率 1/3

3 今後の予定

令和 6 年（2024 年）11 月～	各施設との協議
令和 7 年（2025 年）3 月まで	各施設での準備行為、補助金交付
4 月～	事業実施



特定教育・保育施設等整備支援事業における施設整備補助について

1 事業の内容

本市の保育提供量の確保方策として整備される民間保育施設に対し、施設整備に要する費用の一部を補助するものです。

- ・小規模保育事業所 1 施設当たりの最大交付見込額 30,988 千円（補助率 3/4）

〈令和 6 年度保育事業者公募数〉

（単位：件）

種 別	開設時期（予定）	片山・岸部	豊津・江坂・南吹田	千里山・佐井寺	合計
小規模保育事業所（A型）	令和 7 年（2025 年）4 月	1	3	3	7
保育所	令和 8 年（2026 年）4 月	-	1	1	2

2 予算額

- (1) 歳出予算 216,916 千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費

（大事業）私立保育所等事業（小事業）特定教育・保育施設等整備支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	216,916	施設整備に係る補助 （小規模保育事業所 7 施設分）

※保育所整備分は、令和 7 年度（2025 年度）当初予算で計上します。

- (2) 歳入予算（特定財源） 192,815 千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
保育対策総合支援事業費補助金	192,815	補助率 8/9

3 今後の予定

令和 6 年（2024 年）8～11 月	保育事業者選定（公募）
令和 7 年（2025 年）3 月まで	[小規模保育事業所] 改修工事、補助金交付
4 月	[小規模保育事業所] 開設
令和 8 年（2026 年）3 月まで	[保育所] 建設工事、補助金交付
4 月	[保育所] 開設



## 交通安全対策事業における自転車ヘルメット購入補助について

## 1 事業の内容

## (1) 概要

改正道路交通法が施行され、全年齢層に自転車ヘルメット着用が努力義務化されました。しかし、警察庁が令和5年7月に実施した自転車乗車時の着用率調査では、全国平均が13.5%である中で、大阪府下の着用率は都道府県の中でも4番目に低い4.2%でした。また大阪府で平成30年から令和4年の5年間で交通事故の全死者数のうち、自転車関連死者数は22%に上り、うち64%が頭部の負傷であり自転車ヘルメットを着用している者は皆無でした。この状況を受け吹田市民の自転車ヘルメットの着用率の向上と普及啓発の一環として、令和5年度及び令和6年度当初に購入補助を実施してまいりました。

令和5年度は電子申込のみで事後購入も可としたため、1,000件の申込みが約20分で締め切りとなりました。また、令和6年度は電子申込及び郵送での申込みで事前に購入した方を条件としたため、申込み期間3ヶ月においても約1,500件の申込みで抽選となっています。なお、令和6年度は65歳以上の者及び中学生以下の者に各100名ずつ優先枠を設けました。

このことから、令和6年度に抽選に漏れた約500名の方及び、更なる継続的な普及啓発の一環として自転車ヘルメット購入の促進のため補正予算を要求するものです。

## 実施内容

令和6年11月から以下の内容で自転車ヘルメット購入補助を実施します。

補助対象者	申請時に吹田市在住の全年齢とし申請は1回のみで、令和5年度及び令和6年度に補助金の交付を受けた者は対象外とする なお、令和6年度当初で抽選から外れた者は、自動エントリーするものとする
補助対象となるヘルメット	令和6年1月1日以降に購入した「SG マーク」等で安全性の認証を受けた自転車用ヘルメットを新品で購入したもの
申請方法	電子申込及び郵送
補助金額	ヘルメット購入費用の2分の1（上限2,000円）
件数	1,000件（応募多数の場合、抽選を行う）
申請期間	令和6年（2024年）11月1日～12月16日（郵送の場合、当日消印有効）

(1)

抽選時期	令和7年1月上旬頃実施予定 なお、中学生以下の者及び65歳以上の高齢者に当選の優先枠を設ける（各100名ずつ）
------	--

## 2 予算額

(1) 歳出予算 2,059千円

(款) 土木費 (項) 道路橋梁費 (目) 交通対策費

(大事業) 交通対策事業 (小事業) 交通安全対策事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	59	料金受取人払封筒等
負担金、補助及び交付金	2,000	自転車ヘルメット購入補助金

## 3 今後の予定

令和6年(2024年)10月	市ホームページ及びチラシ等にて事業周知
11月	市報すいたにて事業周知
11月1日	申請受付開始
12月16日	申請受付終了（なお、郵送の場合、当日消印有効）
1月～3月	応募多数の場合、抽選のうえ交付決定通知書送付 申請者からの請求書を受理次第、補助金の交付

都市機能検討事業における上の川周辺まちづくりに係る  
市道千里山東山手線歩道拡幅工事の調査設計業務について

1 事業の内容

上の川周辺の地域課題の一つである大学踏切道（大学踏切及び市道千里山東山手線）における歩行者等の安全対策として、関西大学が所有する擁壁の後退工事を行い、創出される空間を歩道として整備します。

2 予算額

歳出予算 24,205 千円

（款）土木費（項）都市計画費（目）都市計画総務費

（大事業）まちづくり計画事業（小事業）都市機能検討事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	24,205	歩道拡幅に係る道路予備設計 歩道拡幅に係る擁壁後退の詳細設計 擁壁後退工事に伴う軌道（阪急）への影響解析等調査

3 経過及び今後の予定

令和6年（2024年）	8月	歩道拡幅に関する確認書締結
	10月	年度協定締結
令和6年（2024年） ～令和7年（2025年）	10月 3月	歩道拡幅に係る道路予備設計 歩道拡幅に係る擁壁後退の詳細設計 擁壁後退工事に伴う軌道（阪急）への影響解析等調査
令和7年（2025年） ～令和8年（2026年）	4月 3月	擁壁後退工事 歩道拡幅に係る道路詳細設計
令和8年（2026年） ～令和9年（2027年）	4月 3月	歩道拡幅工事 供用開始



(2)

教育支援教室における不登校児童・生徒指導員の人員拡充について

1 事業の内容

教育センターでは令和 6 年 4 月に吹田市総合防災センター（DRC Suita）内に教育支援教室を開室し、新規入室児童・生徒の受け入れを開始しています。

令和 6 年 7 月末時点で 70 名の新規入室児童・生徒があり、登録者数は 100 名を超えています。さらに、例年の傾向から 1 学期よりも 2 学期以降に新規入室を希望する児童・生徒が増加することが見込まれるため、見守り・指導を行う不登校児童・生徒指導員の人員を現在の 6 人から 11 人に拡充し、児童・生徒数の増加に対応します。

2 予算額

(1) 歳出予算 5,423 千円

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育センター費  
 (大事業) 学校教育支援事業 (小事業) 教育相談事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報酬	4,355	会計年度任用職員給与 (5 人分)
共済費	808	同上 社会保険料 (5 人分)
旅費	210	同上 通勤費用 (5 人分)
負担金	50	同上 共済負担金等 (5 人分)

(2) 歳入予算 20 千円

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
雑入	20	雇用保険料本人負担分

3 経過及び今後の予定

令和 6 年 (2024 年) 10 月	会計年度任用職員採用試験
令和 6 年 (2024 年) 11 月	教育支援教室人員拡充



山田第三小学校と山田第五小学校の統合に向けた取組について

1 事業の内容

山田第三小学校と山田第五小学校の円滑な統合に向けて、統合後も子供たちが学校に通うことが楽しみになるように山田第三小学校の魅力を向上させる取組を実施するとともに、山田第五小学校においては記憶に残る思い出づくりや統合に向けて進むための区切りとなるイベント等を実施するため、下記の通り関連予算を提案するものです。

2 予算額

歳出予算 4,189千円

(款)教育費(項)小学校費(目)小学校管理運営費  
 (大事業)小学校管理事業(小事業)小学校管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	2,122	山五小閉校式典・記念品、山三小消耗品更新等
役務費	58	山五小閉校式案内郵便料
使用料及び賃借料	1,118	山五小閉校記念遠足
備品購入費	891	山三小備品購入等

【主な使途の説明】

山田第三小学校の学校備品の購入、各種ボールや一輪車等の更新等、山田第五小学校の記念遠足や記念式典の実施等

※上記の内容については、当該校の児童、保護者、教員の意向をお聞きしながら、検討を進めたものです。

3 今後の予定

令和6年(2024年)10月～翌年3月 統合に向けた魅力向上等の取組実施

令和7年(2025年)4月 山田第三小学校と山田第五小学校の統合

※本件以外に、教室の改修、トイレの設計、通学路の整備などについて、本年度当初予算にて、関係部局と連携して統合に向けた取組を進めております。



留守家庭児童育成室における医療的ケア看護師確保のための  
 人材派遣サービスの活用について

1 事業の内容

現在、留守家庭児童育成室においては、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき会計年度任用職員の医療的ケア看護師を配置し、医療的ケアが必要な児童の受入れを行っていますが、来年度、新たに入室を希望している医療的ケアが必要な児童の受入れを行うための看護師を確保できておらず、また、今後も確保が見込めない状況となっていることから、人材派遣サービスを活用して適切な育成環境を整備し、児童の受入れを行うものです。

なお、小学校に配置する医療的ケア看護師が、授業終了後も引き続き留守家庭児童育成室において業務を担うことを想定しています。

2 医療的ケアが必要な児童数及び看護師数（予定）

令和7年度（2025年度） 児童数3人

看護師数3人（小学校の長期休業日等は4人）

3 予算額

債務負担行為（追加）

事項	期間	限度額
留守家庭児童育成室 医療的ケア看護師派遣業務	令和6年度～令和7年度	19,601千円

4 今後の予定

令和6年（2024年）12月	契約締結
令和7年（2025年）4月	医療的ケア看護師派遣業務開始



特別支援教育事業における医療的ケア看護師確保のための  
人材派遣サービスの活用について

1 事業の内容

令和 6 年度から、会計年度任用職員の医療的ケア看護師に欠員が生じた場合には、派遣契約により派遣職員の看護師を配置していますが、令和 7 年度においても、看護師の必要数に対して 1 2 人が不足する見込みであることから、当該不足分の解消を図るため、派遣契約により看護師を配置します。

2 予算額

債務負担行為（追加）

事項	期間	限度額
小・中学校医療的ケア看護師派遣業務	令和 6 年度～令和 7 年度	65,560 千円

3 今後の予定

令和 6 年（2024 年）12 月	契約締結
令和 7 年（2025 年）4 月	医療的ケア看護師派遣業務開始



